

1. 概要

(1) 運営方針及び平成 30 年度重点目標

運営方針

茨木市立図書館は、中央・中条・水尾・庄栄・穂積図書館及び8つの分室・移動図書館が連携し、市民の求める資料や情報を積極的に収集し、提供することを最も重要な役割とします。

この役割を果たすため、図書館資料の整備充実を図り、迅速かつ的確な読書案内や貸出・予約サービスなどを通じて、確実な資料の提供に努めます。また、市民からの相談に応える「レファレンスサービス」にも積極的に取り組み、「市民のくらしに役立ち、誰もが気軽に利用できる親しみやすい魅力的な図書館」をめざします。

平成 30 年度の重点目標と主な取組

1 組織的、系統的な資料の収集を図ります。

- ① 市民の要望と関心をふまえ、市民の求める資料・情報をできる限り提供することに努めます。
- ② 郷土・行政資料を適宜収集し保存に努めます。

2 レファレンスサービスの機能充実に努めます。

- ① 多種多様化する調べものや相談にも応えることができるよう、中央図書館及び分館でインターネット環境の提供のほか、新聞記事・判例等の検索データベースの活用を図ります。
- ② 府立図書館など他の図書館や関係機関と連携を図ります。

3 子どもの読書活動を推進します。

子どもにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるため、第2次茨木市子ども読書活動推進計画に基づき、さまざまな取組を行います。

- ① 学校や関係課等と連携し、読書環境の整備、読書機会の提供を行います。
- ② 子ども向けの行事を行い、子どもの図書館利用促進を図ります。
- ③ 子どもの読書推進に関する講座を開催し、市民の理解を深めます。
- ④ ブックリストの作成・配付や、ホームページなどを通じて情報提供に努めます。

4 ボランティアと協働し、より多くの市民が物語やお話、本と出会う機会の充実に努めます。

高齢者施設や図書館での朗読会の開催や読み聞かせ、読書のきっかけとなる人形劇・子ども向け工作等行事など、幅広い年齢層の方々が参加できるさまざまな取組を行います。

5 図書館の利用に障害のある方や高齢者など、読書困難者へのサービスの充実に努めます。

視覚障害に加え、発達障害や肢体の障害、高齢等により通常の活字による情報を得ることが困難な方へ、録音図書の貸出、サピエの利用、対面朗読などのサービスの周知を図ります。

6 図書館サービスについて積極的な情報発信に努めます。

- ① ホームページの充実に図り、図書館の情報を幅広く発信します。
- ② フェイスブック等を活用するほか、チラシやリーフレット等で広報を行います。
- ③ 図書館の使い方講座を開催するなど、市民が図書館を活用しやすくなるよう、取り組みます。